

特集 社会諸科学における家族研究の課題

〔日本史〕 中世家族研究の諸問題

鈴木 國弘

I

昨今、中世史の分野においても、家族問題の追究が一つのブームになっているようであるが、ブームが始まって以来すでに相当の年月を経過して来た今、改めてかえりみるならば、そこにどれだけ成果をかぞえ上げることが出来るだろうか。もちろん、人によってその評価が大きく分かれるのは当然であろうが、私の正直な感想では、それはまだまだ本格的な研究の軌道にはとうてい上り得ていないように思われる。それは、第一に、近年の家族研究には、この問題を、従来の中世社会構成史において主要テーマとなつて来た諸問題、たとえば、荘園制・領主制・村落構造・社会的分業などの体系の中に正しく位置づけ、意義づけていこうとする研究視角が、必ずしも貫かれているとはいえないからであり、第二は、従来の中世家族史の概説などの中で早くから指摘されながら説明されないで来た基礎的ないくつかの研究テーマが、なお未解決のまま放置されているという現状がみられるからなのである。

そこで以下、私はこのうち特に第二の問題に関わりながら、いうところの未解決テーマのいくつかを列举し、今後の解決をまちたいと思うものである。

II

最初に上げたいのは、中世家族論をすすめるための主要史料を何に求めるかという史料論がなお欠如していることである。現在の中世家族史研究は、極端にいえば史料として使えるものなら何でも使うという状況にあるのであって、それはそれとして重要ではあるが、それにしても、家族史というテーマに則した史料論の確立はぜひ必要であろう。いいかえれば、古

代の籍帳（その評価は別として）や近世の人別帳（宗門改帳）のように、中世家族の人的構成にふかちち入り、さらにそれらの時間を追っての動態をも解明することの出来る基本史料を何に求めればよいのかという問題である。こうした基本史料の認定とその体系的な研究とが不十分であるため、中世家族史の研究は、たとえばイエ問題ひとつをとっても、イエをその外側から眺めるだけで、イエ世界内部のダイナミズムを抽出するレベルには全く達し得ていないと思われるのである。

二つめに重要なのは、中世史料にあらわれる幾つもの族縁名辞の性格を正しくとらえ、それぞれの違いを弁別して、使い分ける努力が、なお尽されてはいないことである。中世の族縁名辞の代表的なものには、一族・一門・一家・一類・親族・親類などがあるが、これらの名辞の用法を具体的に弁別しようとしたところみとしては、大饗亮氏の研究が代表的なものである程度で、それほど豊かな蓄積があるわけではない。だが、この仕事はもっと積極的になさるべきではあるまいか。たしかに、これらの諸名辞の間には、同じ歴史実体のものが呼称をかえてよばれているにすぎない場合もあるではあるが、大饗氏もいうように、中世前期は特に親類の語が族縁名辞の代表であった時代、中世後期は一族の語がその代表であった時代という段階的区分を設けることもけつして不可能ではないのである。このことは、中世前期は、親族（同族プラス姻族）の時代、中世後期は一族同族の時代とみる考え方を導くのであるから、こうした作業が中世家族の歴史の変遷に関する研究をすすめる上で果たす役割はきわめて大きいはずである。研究の活発化を期待したい。なお、これに関連して重要なのは、中世前期の「親類」の語はときに「一族」と混用される場合もあるという大饗氏の指摘である。これは、親類といえなくキンドレッドと考える一部論者の認識を改めるに足るものであろう。中世前期の史料にあらわれる「親類」は、ときに「一族」のごとく集団性をももち得る概念で、社会人類学のシンルイとは必ずしも同一視し難い存在であるからである。三つめにとりあげたいのは、特に中世前期の女性名がたとえば「藤原氏女」というように、古代的「氏」名プラス「女」という形式をとるのを原則としている理由を積極的に説明する必要があることである。もちろんこれは、中世の女性たちが結婚のちもその里方の「氏」を称するという場合に典型的にあらわれて来るから、女性の里方帰属を示す問題であることはたしかであるが、それならなぜ江戸時代の「徳川氏」の例のように、里方の「名字」を称する行為としてあらわれないの

であろうか。とすればこれはまさに中世における「氏」の独自の役割を追究しないでは解決され得ない問題であろう。私の見る所、少くとも日本の中世前期には、男性は名字族の成員、女性は「氏」族の成員と極言できる族縁構成の枠組みが存在していたようである。そして、この「氏」族は内容的には、前記の親族結合とふかいかかわりをもつ存在でもあったようである。したがって、中世後期における女性の族内的地位の低下というのは、家長長制の本格的形成だけでなく、古代的「氏」（＝親族結合）の解体とも密接に結びつく問題である。しかも、中世前期の古代的「氏」には、天皇（朝廷）への奉仕者たる意識が依然盛り込まれていたようである。とするならばまた、右のテーマは、中世前期における「天皇（朝廷）——「氏」——女性（多分、神事祭祀者としての女性）」という体系の存在を想定させるものと思われる。やや筆の滑りすぎた感じはあるが、必ずしも世迷い言とは思っていない。御検討いただきたい。

四つめにとりあげたいのは、やはり女性史に関係する問題であるが、中世史料に、右の如き神事関係のものとともに、「尼」という仏教的名辞が多数出て来るのをどう扱えばよいか、ということである。変な質問を發するようだが、「尼」は果たして女性なのであろうか。いいかえれば、夫の没後その後家たちが中継相続にたち、男勝りの権限を行使する例などを対象として、これまでは中世前期の女性の地位の相対的高さなどを論ずるのが一般的であったと思うが、これも「尼」であるが故に可能な行動であったとしたら、そこには女性一般に解消できない、何か特殊なテーマがはらまれているように思われるのである。男性の「入道」化、女性の「尼」化、総じて出家ということが持っている家族史的意味が重要であろう。にもかかわらず、これまでは、俗人たる女性の例も、尼たる女性の例もひっくりかえり、女性の地位や権利を論じすぎたのではないであらうか。これは年来の宿題というより、新しい疑問の提起かもしれない。御批判賜われれば、幸いである。

III

まだまだ幾らでも問題はあるが、今回はこのくらいで止めておく。そこで最後に第一のテーマにたち戻り、一言感想を述べておきたい。近年、中世前期の家族・親族構成を追究する論文がふえてきているが、なぜかそれは法制論的になおかたむきがちである。この時代の族縁構成のメンバーを歴史学として追究するとき必要なのは、法やイデオロギーをもってそれをあ

わく内に制約しようとする、より上部の権力に対し、在地に生きる人々（在地領主や人民）がそれと異なる族縁的組織・連帯をどのように守り・作って、自己の生命・生活を維持・向上させていったか、という観点である。にもかかわらず、そうしたテーマをたんに法制論的に処理しようとするのは、このテーマの研究意義を矮小化する行為といふべきだろう。さらに、家族・親族問題がなお中世社会構成との関わりで追究されていないといった端的な証拠がこころ辺りにもあらわれている。家族・親族問題は中世史で今何のためにするのであろうか。御再考をいただきたいこと、まさに切なるものがある。

（日本大学・日本中世史）